

議案第22号

読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成9年読
谷村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第2項の規定にかか
わらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）
から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額
（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基
準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

令和4年4月28日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實